

香芝市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月13日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第29号

香芝市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市立認定こども園条例施行規則（平成28年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第11条に後段として次のように加える。

この場合において、同要綱第1条及び別表中「幼稚園」とあるのは「認定こども園」と、同要綱第2条第1項中「香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は」とあり、並びに同条第2項及び第4条中「教育委員会は」とあるのは「市長は」と、同要綱第2条中「幼児」とあるのは「1号認定子ども」と、同条第2項中「香芝市教育委員会規則」とあるのは「香芝市立認定こども園条例施行規則」と、同要綱第3条中「教育委員会に」とあるのは「市長に」と、「区域外就園願書（別記様式）」とあるのは「区域外就園したい旨の届出」と読み替えるものとする。

第19条第1項中「、「市長」」を「「市長」と、「幼稚園」とあるのは「認定こども園」と、「預かり保育利用申請書（第1号様式）」とあるのは「預かり保育の利用の承認を受けようとする旨の届出」と、「預かり保育利用承認・不承認通知書（第2号様式）」とあるのは「預かり保育の利用の承認の可否を決定する旨の通知」と、「預かり保育利用中止届（第3号様式）」とあるのは「預かり保育の利用を中止しようとする旨の届出」と、「預かり保育料減免申請書（第4号様式）」とあるのは「預かり保育料の減免を受けようとする旨の届出」」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香芝市立認定こども園条例施行規則の規定は、令和5年度分の区域外就園及び預かり保育に係る申請から適用する。